

# ○社会保険等未加入業者との一次下請契約禁止に係る手続きフロー (令和元年10月1日以降の運用について[ペナルティ有])

・平成31年4月1日以降に公告する建設工事より、当該工事において受注者(元請業者)と社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止(ペナルティ無)していましたが、令和元年10月1日より公告する建設工事より、本格運用することとし、違反した場合、入札参加停止等の措置を行います。

※社会保険等未加入企業の一次下請契約の禁止に係る手続は以下の通りとなります。

